令和6年度地域包括支援センター事業計画について

令和6年度地域包括支援センター運営方針(案)

Ⅰ 方針策定の主旨

地域包括支援センター運営方針は、三田市における地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運営上の基本的な考え方や業務推進の方針等を明確にし、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的として定めるものとします。

Ⅱ 基本的な運営方針

1 地域包括ケアシステム構築

本市では、第9期三田市高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画(以下「第9期計画」という。)に基づき、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、6つの日常生活圏域ごとにセンターを設置し、地域の身近な安心拠点、高齢者の総合相談窓口として地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

- ① センターの機能向上に努めます。 基幹型地域包括支援センター(以下「基幹型センター」という。)を設置し、各センターの機能強化・後 方支援を行います。
- ② 保健・福祉・介護の関係機関と医療の連携を強化、地域各種団体や住民が連携した「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

各センターが拠点としての役割を担い、多職種協働と地域住民等の関係者・機関との連携により包括的に高齢者を支援するネットワークの構築を図ります。

2 圏域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務

第9期計画における重点項目・各圏域の現状と課題、及び本方針における基本的な運営方針を踏まえた うえで、各センターは地域の特性に応じた運営方針の立案、評価、改善を推進します。

- ① 各センターは年間事業計画を定め計画的に業務を実施します。
- ② 適正かつ円滑な運営を確保するため、事業計画の方針及び評価については市及び基幹型センターと相談し作成したうえで、三田市高齢者・介護審議会(地域包括支援センター運営協議会)に諮り助言・指導を受けます。

3 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等とのネットワーク構築

効率的・効果的にセンター業務を遂行し、支援を要する高齢者を把握し適切な支援につなぎ、また、継続的な見守りにより更なる問題発生を防止するには、保健・医療・介護等多職種の協働による取組や民生委員・児童委員やボランティア、地域住民の自主活動組織等の主体的参画が重要となるため、協働と連帯に基づくパートナーシップを軸としてネットワークの構築を推進します。

- ① 民生委員・児童委員等地域活動者及び関係機関等と日常的な連携、情報交換を行います。
- ② 生活支援コーディネーターと連携・協働して、地域の生活支援体制構築を推進します。

4 介護支援専門員に対する支援・指導の実施

多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続するためには、高齢者や 家族が課題に応じあらゆる社会資源を適切に活用できるよう、包括的及び継続的に支援を行うことが必要で す。このため、介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、各センターにおいて支 援を行うことにより介護支援専門員の資質向上を図ります。基幹型センターにおいては、支援センターを後 方支援し、全体の環境整備やネットワーク形成を推進します。

- ① 包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備を行います。
- ② 介護支援専門員への個別支援及びネットワーク形成を支援します。

5 地域ケア会議の運営等

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを構築するための有効なツールであることから、多職種や市民等の地域の関係者間で個別ケースの検討を重ねることにより、地域課題を共有するとともに、課題を解決するための関係者間の調整、ネットワーク化を進めます。

各センターにおいては、個別の地域ケア会議の開催及び生活支援コーディネーターと連携による圏域における地域ケア会議の開催及び地域資源の開発に取り組みます。また、基幹型センターは地域ケア会議が推進されるよう各センターの支援を行うとともに個別ケースについて多職種の関係者が多角的視点から検討を行う自立支援型地域ケア会議を開催して課題解決を支援するとともに、支援センター職員及びケアマネジャーの課題解決力の向上を図ります。

6 市との連携

センター業務及び支援を要する高齢者等への対応を円滑に実施するため、いきいき高齢者支援課をはじめとする市関係部署との連携を図るとともに、基幹型センターにおいて、各センター間の連絡調整・統合支援・関係機関とのネットワーク構築等、センター活動の下支えや全体のとりまとめを行います。

- 市と各センターの連携
 センター連絡会の定期開催
- ② センター間の連携 職種別・事業別部会の開催

7 公正•中立性確保

センターは、保険者機能を補完する「公共的な機関」であることを認識するとともに、その運営に関する費用は、市民の負担する保険料や国・県・市の公費により賄われていることを十分に理解し、公正かつ中立性の高い事業運営を確保します。

Ⅲ 業務推進の方針

1 総合相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるようにするため、地

域ケア会議の開催等により地域包括ケアシステムの基礎となる地域におけるネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援を幅広く把握し、相談を受け、適切なサービスにつなげる等の支援を行うとともに、家族介護者の相談支援を行います。また、ヤングケアラーなども含めた家族についても、介護負担の軽減のため、関係機関との連携の強化を図ります。

- ① 地域におけるネットワーク構築
- ② 実態把握
- ③ 総合相談
- ④ 支援者支援業務

2 介護予防ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう具体的な目標を明確にしつつ、心身の状況や生活環境、生活機能低下の原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成し、サービス提供を確保します。また、要支援認定者及び基本チェックリストを実施して総合事業対象者に該当した高齢者に対して、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要介護状態等となることを予防するため、適切なサービスが効率的に利用されるよう必要な支援を行います。

3 権利擁護

十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

- ① 成年後見制度の活用
- ② 高齢者虐待への対応
- ③ 措置等への関与
- ④ 消費者被害の防止・地域への啓発
- ⑤ 権利侵害事例検討会及び合同モニタリング【基幹型】
- ⑥ 高齢者虐待防止のネットワークづくり【基幹型】

4 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるには、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、 在宅と施設の連携等多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じ包括的かつ継 続的に支援していくための包括的・継続的ケアマネジメントが重要であることから、地域における連携・協働 の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

- ① 日常的個別指導・相談業務
- ② 支援困難事例等への指導・助言業務
- ③ 包括的・継続的な体制の構築業務
- ④ 地域における介護支援専門員のネットワークの形成業務
- ⑤ 地域ケア会議の開催

5 介護予防

すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業を実施し、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することに努めます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、控えられていた「いきいき百歳体操」等通いの場の開催及び参加が回復することが想定されますが、引き続き、感染防止に配慮して開催・参加できるよう助言等支援を行うとともに、居宅においても健康を維持できるよう、運動や食生活等の情報提供を行います。

- ① 介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る講話や教室等の開催
- ② 地域が主体となって取り組む「いきいき百歳体操」(介護予防に効果的な体操)等介護予防活動の支援及び人材育成

6 認知症(若年性認知症を含む)の人及びその家族等への支援

「三田市認知症の人と共に生き支え合うまちづくり条例」及び認知症施策推進計画【第9期計画に記載】に基づき、認知症(若年性認知症を含む)の人が安心して生活できる地域共生社会の実現を目指して、各センターに認知症地域支援推進員を配置し、あらゆる機会を活用した認知症に関する知識の普及啓発を推進するとともに、認知症に関する相談・対応を行い、関係機関と連携して早期診断・早期対応に繋がるよう努めます。

基幹型センターは、認知症(若年性認知症を含む)の人への効果的な支援を行うために、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図るとともに、認知症初期集中支援チームを設置し、専門医の指導の下、初期の支援を包括的・集中的に行い、認知症(若年性認知症を含む)の人の自立生活のサポートを行います。また、地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を整備し、その運営を支援します。

- ① 認知症に関する相談・対応及び認知症サポーターの養成など知識や理解についての周知啓発
- ② 認知症カフェの開催や支援等、家族や当事者の交流の機会提供の取り組み
- ③ 地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支える体制の構築及び事業の実施
- ④ センター職員の対認知症ケアのスキル向上【基幹型】
- ⑤ 認知症関係の事業を実施する関係団体との連携【基幹型】

令和6年度各支援センターの主な取り組み(事業計画)

◆全体的な取り組み内容

令和6年度から実施される第9期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムをより深化・推進していくため、地域包括支援センターが中核的な機関として、支援体制構築の取り組みを実施する。

センター名	主な取り組み
(基幹型) 三田市 地域包括 支援センター	●後方支援・機能強化 各部会を実施し、各圏域の取組み(地域ケア会議・地域づくりの取組み・地域福祉支援員との連携・介護予防事業など)を共有を行い、同職種間で資質向上を図る。 包括職員としての基礎となる研修を実施し、外部研修を活用し、各地域において包括職員としてのスキルアップ向上や、包括間の連携を図る。 ●認知症高齢者及びその家族等への支援 R7年度の本格実施にむけてチームオレンジ(認知症の人や家族への支援者をつなぐ仕組み)の立ち上げに向け、地域住民・事業所からの相談増加などニーズが高まっている認知症カフェへの支援内容及び支援体制から検討を行う。
(地域型) 三田市 地域包括 支援センター	●総合相談支援 本人の意思を尊重しながら相談しやすい総合窓口相談を目指し、複合的課題を抱えたケースに対応のため、多職種連携を意識した対応を行う。 ●介護予防活動の支援及び人材育成 いきいき百歳体操の活動継続を支援し、定期的な関わりにより参加者の意欲向上に努める。また新規の立ち上げについては、体験会を実施し、興味がある支援者との関係の構築を図っていく。
フラワー 地域包括 _{支援センター}	●介護予防の普及啓発 地域の薬局と協力してイベントを実施。身近な場所で健康講話を行う事で、今まで接点がなかった高齢者にアプローチ可能となる。元気なうちから地域と繋がる仕組み作りを企画。 ●認知症当事者の居場所づくりや家族支援 認知症当事者の居場所づくり、家族支援、地域への啓発として、認知症カフェの運営を継続していく。また、認知症当事者の社会参加・意思決定支援を目的とした当事者主体のプログラムの実施を行う。
ウッディ 地域包括 支援センター	●総合相談支援 特にひとり暮らし高齢者に対して、地域福祉支援員や民生委員等と連携して見守り等の取り組みを 行う。積極的に地域活動等へ出向き、実態把握に務める。複合的な課題を抱えた相談が増加してい るため、日頃から多職種連携を意識して取り組む。 ●介護予防 地域福祉支援員と連携しながら、地域の通い場を訪問し、介護予防啓発を働きかける。また、コ ミュニティハウスまで行けない高齢者がより身近な場所でサロンやいきいき百歳体操に参加できる よう、マンション集会室や介護保険事業所等での開催を目指して介護予防啓発および新規グループ の立ち上げ支援等に取り組む。
藍 地域包括 支援センター	●実態把握 地域住民や関係機関からの情報提供並びに要援護高齢者調査対象者や過去の相談内容をもとに積極的に訪問を行い、実態把握に努める。また、関係機関との連携を図り相談者を適切な社会資源に結びつける。 ●消費者被害の防止・地域への啓発 増加傾向にある消費者被害や新手な特殊詐欺に対する情報を収集し、消費生活センターと連携しながら、地域のサロンや集いの場へ出向き、消費者被害についての講話や注意喚起を行う。
三輪北・ 小野・高平 地域包括 支援センター	●地域におけるネットワーク構築 対象地域が広いため、出張による相談を継続実施し、住民、民生委員、各種団体等関係者との情報 共有や情報発信の場として、地域におけるネットワークの構築を図る。 ●包括的・継続的ケアマネジメントについての日常的個別指導・相談業務 地域のケアマネジャーや病院MSWと、日頃の個別相談や連絡調整を通して、相互連携体制の構築 を図る。また、地域が抱える困難事例について、関係者と連携し地域ケア会議等を実施し、支援体制を強化を図る。
	 ●地域におけるネットワーク構築 総合相談窓口として日頃から些細なことでも相談しやすい関係や体制作りにも努め、民生委員や地域ボランティア等とのネットワークを構築することで支援者の生活を支えられるような支援体制の構築を目指す。 ●認知症に関する知識や理解の普及・啓発 広報紙発行や啓発展示、映画会等の地域事業によって、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発に努める。また、認知症に関する相談について、本人や家族の特性に応じた対応を行う。

令和6年度地域包括支援センター収支予算状況

(内示額:円)

			1		ī	`	円小領・口/
		三田市 地域包括 支援センター	フラワー 地域包括 支援センター	ウッディ 地域包括 支援センター	藍 地域包括 支援センター	三輪北・小野・ 高平地域包括 支援センター	広野・本庄 地域包括 支援センター
歳出	人件費	67, 345, 461	34, 049, 000	47, 660, 995	21, 794, 037	24, 344, 000	20, 954, 203
	事業費※	11, 061, 270	9, 642, 443	9, 036, 431	8, 907, 680	7, 825, 408	8, 575, 536
歳出計		78, 406, 731	43, 691, 443	56, 697, 426	30, 701, 717	32, 169, 408	29, 529, 739
歳入	介護報酬等	12, 543, 757	12, 560, 208	12, 116, 580	6, 659, 280	6, 374, 352	6, 508, 296
	市委託料	65, 862, 974	31, 131, 235	44, 580, 846	24, 042, 437	25, 795, 056	23, 021, 443
歳入計		78, 406, 731	43, 691, 443	56, 697, 426	30, 701, 717	32, 169, 408	29, 529, 739

[※]地域介護予防活動支援事業費(いきいき百歳体操推進)等を含む

令和6年度職員配置予定数(予算要求時の想定)

	地域支援セ	日市 包括 ンター 地域	フラワー 地域包括 支援センター	ウッディ 地域包括 支援センター	藍 地域包括 支援センター	三輪北・小野・ 高平地域包括 支援センター	地域包括
保健師等	2 ※1	2 ※3	2	2	1	1 ※4	1 ※4
社会福祉士等	1	1 ※ 2	1 ※4	2 ※4	1 ※4	1	1
主任介護支援 専門員	1	2	1	1	1	1	1
介護支援専門員		3	3	3	1	1	1
その他	1						
計	5	8	7	8	4	4	4

※1:内1名は認知症地域支援推進員兼認知症初期集中支援チーム員

※2:内1名は認知症初期集中支援チーム員・認知症地域支援推進員兼務

※3:内1名は高齢者住宅安心確保事業兼務

※4:認知症地域支援推進員兼務